

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱

制定 平成28年 1 月 20 日 付け 27 経営第 2612 号

改正 平成28年11月 15 日 付け 28 経営第 1846 号

第 1 趣旨

総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に即し、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現することが必要である。

このため、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加速化することとする。

第 2 目標

本事業は、第 1 の趣旨を踏まえ、売上高の拡大や経営コストの縮減など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るものとする。

第 3 事業内容

本事業は、次に掲げる事業により構成し、必要な事項については、別記に定めるものとする。

1 融資主体型補助事業

この事業は、事業実施主体が作成する担い手確保・経営強化支援計画（今後の地域農業を担う担い手の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「担い手支援計画」という。）に基づき、売上高の拡大や経営コストの縮減などの経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手が、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合において、当該事業に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。

なお、この農業用機械等の導入等の事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。

2 追加的信用供与補助事業

この事業は、担い手支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、1 の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。

第 4 事業の推進体制等

1 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が、都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。

また、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

3 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県、市町

村及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

第5 関連施策との連携

事業実施主体は、本事業以外の担い手の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるものとする。

第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講じることができる。

第7 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（3）に掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業（経営体育成支援事業実施要綱第3の1の（2）及び2の（2）に掲げる事業をいう、以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の（2）の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年11月15日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例によるものとする。